平成11年 第2回臨時会

厚岸町議会会議録

平成 11 年 7 月 12 日 開会 平成 11 年 7 月 12 日 閉会 (本 会 議)

厚 岸 町 議 会

	平成11年厚岸町議会 第2回臨時会会議録							
招	集	期	日	平成11年7月12日				
招	集	場	所	厚岸町議事堂				
開催日時		開	会	平成11年7月12日 午前10時00分				
		閉	会	平成11年7月12日 午前10時45分				

1. 出席議員並びに欠席議員

議席	rt.			E7	出席〇	議席	IT.			Ħ	出席〇
番 号	氏			名	欠席×	番号	氏		名		欠席×
1	髙	橋	敏	晃	0	11	谷	口		弘	0
2	塚	田	丈力	太郎	0	12	髙	畠	_	美	0
3	田	宮	勤	司	0	13	鹿	野		昇	0
4	稲	井	正	義	0	14	安	達	由	圃	0
5	岩	谷	仁也	总郎	×	15	菊	池		賛	0
6	真具	見谷	誠	治	0	16	音喜	喜多	政	東	0
7	池	田		實	0	17	秋	Щ	之	男	0
8	小	澤		準	0	18	中	屋		敦	0
9	木	村	正	弘	0	19	佐	齌	周	<u></u>	0
10	室	﨑	正	之	0	20	松	岡	安	次	0
以上の	以上の結果、出席議員 19名 欠席議員 1名										

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕	_	
議事係長	板 屋 英	砯	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏	名	職名	氏	名
町 長	澤田	昭夫	監査委員	松見	幸男
助役	鈴木	英 世	教 育 長	小野寺	英樹
収 入 役	君 澤	英二	教育委員会 管理課長	藤田	稔
総務課長	大 沼	隆	教 育 委 員 会 生涯学習課長	板橋	正樹
企画財政課長	黒田	庄 司	監査事務局長	阿野	幸 男
税務課長	大野	榮 司	農業委員会 事務局長	松浦	正之
町 民 課 長	澤向	邦 夫	教 育 委 員 会 体育振興課長	大野	繁嗣
保健福祉課長	斉 藤	健一	水道課長	風呂谷	<u> </u>
環境政策課長	西野	清	病院事務長	徳村	正隆
農政課長	福田	美樹夫	デイ・サービス センター施設長	玉 田	勝幸
水 産 課 長	北村	誠			
商工観光課長	田辺	正保			
管 理 課 長	深山	具			
建設課長	山崎	国 雄			

1. 会議録署名議員

議	席 7 番	池田	實	議	席 8	番	小	澤	準
---	-------	----	---	---	-----	---	---	---	---

1. 会 期

7月12日から7月12日までの1日間(休会 —— 、なし)

- 1. 議事日程及び付議事件 別紙のとおり
- 1. 議事の顛末 別紙のとおり

厚岸町議会第2回臨時会議事日程

 $(11 \cdot 7 \cdot 12)$

日程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3		例月出納検査報告
第 4	議案第 55号	工事請負契約の締結について
第 5	議案第 56号	工事請負契約の締結について
第 6		緊急質問

議 長 ただいまより、平成11年厚岸町議会第2回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 118条の規定により、7番 池田議員、8番 小澤議員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長 日程第3、例月出納檢查報告を議題といたします。。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に 供していただきたいと思います。

議 長 日程第4、議案第55号 工事請負契約の締結について、日程第5、議案第56号 工事 請負契約の締結について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

水道課長 │ 議案第55号、議案第56号 提案理由の説明 (説明内容省略)

義 長 これより質疑を行います。

(な し)

義 長 なければ、質疑を終わります。

初めに、議案第55号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

義 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、カキ貝貝毒発生の件について、室崎議員より緊急質問の申し出があります。

室﨑議員の緊急質問の件を議題として、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

室﨑議員の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程として発言を許すことに 賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

義 長 起立多数です。

よって、室﨑議員の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、追加日程として発言を許すことは、可決されました。

室﨑議員の発言を許します。自席で発言願います。

10番。

10 番 緊急質問の発言をお許し頂きまして、ありがとうございます。

質問いたします、貝毒の被害についてであります。過日、新聞にも大きく報道されましたが、太平洋東部海域産のカキに貝毒が発生をしていると。これは勿論、厚岸漁協の範囲ではないわけですが、海域が同じという事でその煽りを受けて、厚岸のカキも出荷停止という状態になったと。それで大変、漁民をはじめ関係者が困っているという事でございます。それでその事態の経緯と、町並びに関連諸機関の対応ですね、それはどの様になっているか。

それから当町における被害と言いますか、損害と言いますかその状況。なるべく金銭

換算にしてお話頂きたいんですが、出来ない部分もあるかとは思いますけれども、推測 で結構です。

それから一番大事な話になりますが、今後のこの問題に対する対策ですね。それに対してどの様な事が考えられ、又、行われていこうとしているのか。その点について明らかにして頂きたい、という事でございます。

議 長 水産課長

水産課長。

お答え申し上げます。太平洋東部海域のカキの貝毒の発生に伴っての事態の経緯と、町並びに関連諸機関の対応の一点目のほうからご説明を申し上げますが、過日の新聞報道でございました様に、質問者の言われたとおり厚岸町の厚岸湾海域、特に昆布森漁業協同組合が行っているカキの生産、その物が仙鳳趾地先の苫多中ノ瀬の海域で、厚岸であれば中間育成漁場海面の反対側で生産しているカキから、これはカキの検査そのものが自主検査と行政検査と二つの方法がございまして、これは自主検査、カキを出荷する前に事前に、それから途中であっても検査が義務付けられていますから、その自主検査の中で4.1マウスユニットの麻痺性貝毒が出たと。これらについてはそれに伴う出荷規制基準そのものは4マウスユニット以前、3.9までであれば自粛規制の中では其処の海域だけ駄目で、他の所は出荷していいですよなるんですが、たまたま4.1という基準値が出た。この場合は海域規制そのものが東部海域全般になります。東部海域とは、十勝支庁の広尾から浜中までの海面が東部海域となります。

従って、4.1出たために全面的な出荷規制措置がかかったという事で、当然、自主検査で昆布森のが出ましたので、厚岸漁業協同組合としても、関係する白糠についても、散布も含めて即検査を行ったところ、昆布森のような高い数値は出なかった。厚岸町においては2.3マウスユニットであったという事でございます。当然、厚岸の場合はあくまでも苫多中ノ瀬は中間育成でございまして、その後、厚岸湖内で更に熟成させて出荷しますから、出荷前の物となりますと厚岸湖で生産しているカキが検体となります。

そして規制解除までとなりますと、1週毎に3週に渡って規制数値をクリアしなければならない、下回らなければ出荷出来ない。更にはそれらについても、道・保健所・漁連の協議の下に解除される形になりますけれども、先般7月6日に1週後の検体を送ってございます。その時に昆布森は更に高い14.4という数値が出て、白糠が3.0、厚岸が2.0、散布が2.3という事ですから、何もなければ3週後に出荷出来る予定が、また引っかかったために、また1週延びていく事になりますと、当然7月いっぱいでの出荷そ

のものが難しいとなろうかと思います。

その間、厚岸漁業協同組合といたしましても隣接する散布、更には昆布森の漁業者・組合共々と協議しながら、それらの対策を検討してございますが、何れにしてもクリアしなければ出荷出来ない事ですから、何とかそれらの改善策をと協議をしたとしても、要は海が落ち着くと言いますか、大体海域は1週間2週間の動きでかなり水温関係も変わるいう事では、当然水質調査も水産技術普及指導所にもお願いしながら、その海域の水質調査を行ってます。

麻痺性貝毒の悪者はアレキサンドリウムタマ連鎖というプランクトンでございます。 これらが本来は海底に沈んでいるんですけれども、水温の上昇に合わせて異常発生する 時間帯がございます。それが水温で言いますと9度から12度位で異常発生するという事 では、特に苫多中ノ瀬の水質水温は下9度、上13度という事で一番発生増殖しやすい状 況にあるという事になって、この様な数値が出ているのかなという事です。

それで1週毎にクリアしなければならないんですが、その間は昆布森としても早く実態を知りたいという事で、2・3日毎に検体を送っています。段々と下がってきてまして、先般あくまでも参考数値ですけれども9日ですと9.0まで下がってきてますが、まだまだ数値が高いという事になってございます。

その様な状況の中で厚岸漁業組合としては、30日から出荷規制ですから実質的に4日前まで、生で食べる賞味期限の4日前まで自主的な回収を行いまして、殻ガキについては海に戻してございますし、むき身出荷の物については焼却処理をしたという事です。

経過としてはそういう事で、今現在、なんとか少ない数値になって出荷出来る事を待ち望んでるのが実態でございます。

次に当町における損害の状況の関係でございますが、これについても新聞報道で昨年7月同期の水揚げ量の金額ですけれども、2,368万4,000円というのが昨年7月のカキの出荷額でございます。これは直接市場取り扱いの金額でございます。しかし本年については1月から非常に出荷が順調に伸びてきておりまして、500万円から1,000万円位毎月伸びてきている状況ですから、今月についても本来出荷されていれば3,000万円何某の金額になるのではないか、という事で市場の聞き取りを行ってございます。

それとカキの直接的影響と言いますと、それだけでは済まないわけでございまして、 当然、組合員の直販の問題もございます。それから市場で仲買人さんが買った値段に付加価値と言いますか利益、更に経費を求めながら消費市場に出荷する金額となると、当 然それらの金額を 3,000何某にプラスした金額が買請人さんの影響額となりますし、買受人さん達は市場での信用取引の中で安定した物の供給が一番大事でございまして、それが止まるという事は即信用問題にもなりますし、市場での競合という中で競争力低下と言いますか、厚岸のカキとして出荷しても前と同じ形になるかというと、当然その様な形にはならない。従いまして、それらの市場価格が回復するまでは相当の期間について影響を受けるだろうと。これは事例的に言いますと、一昨年のSRSB、O型球状ウイルスで全国的にカキの食中毒関係が出て、値段が回復するまでに約1年かかっているという事で、それも金額に換算しますと相当な金額になるのではないかと想定されます。

更には身近なのものとしましては、厚岸におけるカキの販売店や土産物販売店や料理店、それらについても厚岸に来るお客さんはカキとイメージして来ますので、それらの影響も考えますと計り知れないものになるという事で、数字的と言われましたけれども、なかなか数字で出し難い面が多ございまして、影響としてはそういう事でご理解を頂きたいと思います。

次に今後の対策でございますけれど、今申し上げましたようにO型球状ウイルスの絡みで、それからは全国的にカキの混ぜ物が非常に問題になりまして、そういう問題から食品の安全性という事で、生産海域を細分化すべきだという事で法律関係の整備がされてきておりまして、本年10月1日から施行する中では表示義務と言いますか、生食用カキの生産海域の表示義務という事で義務化されて、国別、産地別と義務付けられまして、この北海道においても釧路地域は先程言いました釧路東部海域全般から、釧路管内だけでも白糠海域・昆布森海域・厚岸海域・藻散布海域・火散布海域と5海域に分かれてございます。全道37海域に海域が設定されまして、それらについては何処で捕れた物ですよと、この海域表示をしなければならないという義務化がされております。

従いまして、これらと合わせながら、今後、貝毒が発生した時にあまりにも多くの区域にまで影響を及ぼすのは大変だと、今年度の春の組合長会において厚岸漁業協同組合長が提案的に言うと、それらの海域の細分化をこの海域と合わせながら、どの様にするのが良いのかという事も含めて組合長協議の場に持ち込みまして、地元関係漁業協同組合長の理解を得ながら、先般の北海道の組合長会議の帰りに道に働き掛けて来ております。これについては一朝一夕にそうですかとすぐにはならない。全道的に今は15海域になってますから、それらを細分化するとなると釧路だけの問題ではありませんし、当然海域の違いを数字的・データ的なものの積み重ねの下に実施する事になっておりますの

で、今後調査を積み重ねて出来るだけ早く、貝毒の規制回避の細分化を国共々へ働き掛けて行きたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

長 長

10番。

10 番

分かりました。まず今のお話の中から要点を拾ってみますと、今回出たのは下痢性貝毒ではなく麻痺性貝毒だという事ですね。それは4マウスユニット以上で、これは自主規制になるんですか、行政規制ではないんですね。自主的に規制しているんですか、それとも道なり何なりの方から出してはいけないよという事になっているのか。そこのところをもう一度きちんと。

それから少しずつ減少傾向にはあるけれどもと言う事も分かりました。それで今の損害額の話で色々とお話頂いたんですが、何れにしても週に1回ずつ公式の検査をしていくわけですね。それが3回続けてシロにならなければ出荷出来ないと。だから今回もクロまたその次もクロとなると、1週間ずつ出荷時期が延びていくと言う事ですね。

それで色々な損害がどういう影響を及ぼしているか、と言うお話を伺っていたんですが、ちょっと課長の話の中で落ちていた話を私の方から付け加えますが、生産者の声なんですね。カキはこれから子が入るんですね。それで子の入るところを巧く避けながら、子の入る期間は出荷出来ませんから、やっていくために非常に計画的に生産していくんですね。それで今は子が入って止まる前の一番良い時期なんだそうですが、そういう時に子が入らないように作ってある部分が、出荷出来ないために置いてあるから全部子が入ってしまう。そうすると、これは出荷して良いですよと言った時に出荷出来ないわけですよ。だから海に置いておくんだから、良くなったらすぐ出せるというものではないんですね。そうすると全体の計画が全部狂ってしまうという事で、非常に生産をしている方にとっては大変問題だと言う話も聞いています。そこの分をちょっと補足しておきますが。

それで特に金銭換算をして欲しいと言うのは、こういう事がまだまだ続くという事になりますと、カキ生産業者にとっては年間を通じての大打撃になってくるわけです。そうすると俗に言う、出稼ぎに出るしかないような状況が目の前に来てしまうという事ですね。従いまして、多少大げさだとお笑いにならないで聞いて頂きたいんですが、世には激甚災害という様なものに対する救済がございますね。あれと同じ様な事態が出て来かねないわけですね。ですからそれぞれの関係する業界の損害額はなるべく数値に出す事によってですね、そういうものに対する行政としての救済策も考えていかなければな

らないと。そうなっては困るんですけれど、そんなところまで行ってしまっては勿論困るんですけれども。やはりそういう対処、対応をですね、町としては見ていかなければならないのではないか。

それから非常に恐れるのはですね、コツコツと真面目に作って、非常に誠実に生産をしている漁業者にとってですね、こういう事態が次から次と起きると。今お聞きすると海域は広尾から浜中まで皆一緒。何か昔の軍隊の連帯責任を思い出すんですけれども、自分の所はちゃんとした物を、今言ったように2マウスユニットという非常に数値の低い物を作っている厚岸がですね、今のこれがどうのこうのという事では勿論ないですけれども、この海域の中の何処かでポンポンと貝毒が出てしまう度に止められてしまうという事になりますと、一番恐ろしいのは漁業家の生産意欲に影を差す事になってしまっては、これは厚岸町の基幹産業の根幹を脅かす問題になってくると思うわけです。

それで今お聞きしておりますと、生産海域の細分化のお話と生産地ですね、俗に生産地と言っても良いんでしょうね、それの表示義務というものが10月1日から施行されるんだと言っているが、この生産地表示義務の問題と海域が広尾から浜中まで皆一緒で、何処かで貝毒が出てしまったら止めなさいよという問題は全く別ですね。ですから表示していても出せない時は出せないんですね。ですから表示は勿論の事ながら、やはり生産海域の細分化、少なくとも自分の所で出したら出荷出来ないのは当たり前ですけれども、全く我々の目から見てよその話という様なものについてまで、一緒に責任を負わされると言うか、そういう様な事態は避けて欲しいという事については、非常に急がれる問題だろうと思いますので、その点については十分に力を入れて頂きたいと思うわけです。

それから最後に、これは新聞記事の中で気になる話でして。新聞記事には時々、こちらでは何も言ってないのに新聞側が勝手に作って書いた、なんて言う話も世の中にはありますから断言はいたしませんけれども、ちょっとこれがある種のさざ波を立てている話がありますので、ここで確認をしたいんですが。

釧路新聞の記事中にコンキリエの話が出てきております。そこでコンキリエでは他産地のカキの仕入れを考えたが、1日に2,000から3,000の殻ガキを仕入れるのは難しい。レストランでは一部メニューを変更し、他の産地から仕入れたむきガキでカキフライ等を提供していると、括弧書きで書いているんですね。これがですねやはり今そうでなくても、出荷停止で頭の痛い漁業者の目に留まっておりまして、コンキリエというのは確

か厚岸のカキを販売し、宣伝してくれる場所だったはずなのに、実はカキであれば何処でもいいと。他産地の物を持って来て商売をする場所だったのか、美味しい厚岸のカキですよという事を売り物に、実はよその物を売っている場所なのかと、こう言う声が出ております。その事に十分意を払いながら、この点についてのご答弁をお願いしたい。これが2回目の質問でございます。

議長

水産課長

水産課長。

貝毒の規制基準の関係でございますけれど、自主という言葉を使っても自主的ではなく、あくまでも道の指示に基づいて規制される事になりますので、ご理解を頂きたいと 思います。

それから被害額の数字的な捉え方ですが、当然、漁業協同組合とも相談しながらもう 少し幅広くその辺を積み重ねてみたいなと。実際には組合はそこまで出していない状況 ですから直接的な分だけ言わさせてもらいましたが、当然そういう意識も持ちながら組 合と相談し、被害額の想定を出していきたいと考えます。

それから出荷規制海域の細分化については、当然、この間の話の中では、それでは昆布森みたく生産者が何件しかない所が、厚岸みたいに 200件のカキの業者と、散布も数は少ないです。そこと一緒かと、同じ土俵には当然ならないだろうし、それら生産に対する意欲とか色んな問題も違ってきています。その様な中では、今になってからそれなら内は出荷をやめるかと言う話までも、この時期なら迷惑をかけるからと言う話も出たことは出たんです。当然、この海域の物が出た以上、途中でやめますから良いですと言う話にはなりませんので、今後を含めて生産体制とかの問題は問題としながら、お互いの組合の方でそれらの方法は講じていかなければならない問題だと。

加えて先程言ったように早くに、一ヶ所で出たら一ヶ所だけで済むような形。何ヶ所でも出たら仕方ない話ですけれども、基本的には早期に環境を把握しながら、きちんとした安心した物を売るのが大前提ですから、その様な中では貝毒の規制海域も早急に狭めてもらう様にですね、道に働き掛けて対応していきたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

最後の質問については、商工観光課長からお願いをします。

議 満工観光

商工観光課長。

課長

私の方からは味覚ターミナル・コンキリエでの対応の関係について、お答え申し上げ

たいと思います。

味覚ターミナルにおきましてもこの出荷規制の煽りを受けまして、7月1日から殻ガキとむき身の入荷が出来ず、これらの殻ガキ、或いは生ガキ、こういった物のメニューを一時中止している状況でございます。ただ、新聞紙上にもありますとおり、カキフライにつきましては冷凍部分のストックがございましたので、それで若干対応してきている。ただ、これにつきましても数に限りがございまして、今後どう対応するかという事になるわけでございますけれども。実際、会社側の方に確認を取ってございまして、現在までの間については予約メニュー。こういったものについては、既にそれぞれのエージェント、或いは予約先に確認を取りまして、メニューの変更をいたしているという状況でございます。それによりまして、予約の取り消し等も非常に心配されたわけですけれども、現在までのところはまだメニュー変更の了解の中で、そのまま取り消しはないという状況になっております。

今後の対応でございますけれども、どうしてもカキを目当てに来られるお客様がほとんどでございます。その様な中で、今の現場の方の対応といたしましては、この様な貝毒の発生によりまして提供出来ませんという様なポスター掲示なり、お客様にお断りしながらという事なんですが、カキフライについてのみ、冷凍の部分で対応してきた部分がございますし、どうしてもお客様のニーズの中でカキを食べたいと。知らずに来られるお客様もいらっしゃるかと思います。

現場の方での対応といたしましては、どうしてもその様なお客様のニーズにお応えしなければならない部分もありまして、他産地の物であるというお断りの中で、了解の中でやはり提供して、お客様のニーズにお応えする事も必要ではないか、この様な判断をいたしているようでございます。

なお、これまでコンキリエにおきますカキの提供につきましては、これまでも申しましたとおり、厚岸産のカキを提供するというようなコンセプトを持ちまして、これまで進んで来ております。そういった中でこの様な状況になって、その対応を求められているわけでございますけれども、いま言いましたようにカキフライについてのみ、お客様の了解を得ながら、厚岸産ではないという部分を明示しながら提供して、お客様のニーズにお応えしたい、この様な考え方を現場の方では持っているようでございます。

長 以上で、室﨑議員の緊急質問を終わります。

議 長 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。 よって、平成11年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻10時45分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成11年7月12日

厚岸町議会	
議長	
署名議員	
署名議員	